

2018年度事業報告書（2018年4月1日～2019年3月31日）

特定非営利活動法人NPOレインボー

1、事業の成果

①川崎市条例指定申請を7月に行いました。9月に市民局からの実地調査を受けた結果、経理上の問題や2013年度以降の法人税未納、非常勤職員の労働条件（雇用保険、就業規則、労働保険、等）に関わる整備、ボランティア保険などについて指摘事項があり、1つ1つ取り組み解決をしてきました。（別紙）

・法人税について「サービス付き高齢者向け住宅」の管理運営事業について「請負業」として収益事業の認定を受け申告が必要となりました。2014年～2018年度は、免除規定として生活相談員65歳以上の職員比率50%以上で申告なしとなりましたが、2013年度のみ申告が必要となり法人税支払い済みです。

今後については、当面の支払いは必要ありません。

・雇用保険・労働保険は2018年度に申請終了しました。

就業規則・内部規定・ハラスメント規定を作成（届出済み）、2019年度4月より施行しています。

②主な事業についての実績は、以下の事業内容一覧にありますが、移送サービス・生活支援サービス共に昨年度より件数が増加しました。（移送サービス前年度比110.6%、生活支援サービス前年度比135%）背景には介護保険要支援の利用者が介護保険のサービスが利用できない実態（例えば、デイサービスにいけなくなったのでリハビリに通いたい、ヘルパーを頼めなくなったので掃除をしてほしい、等）があると考えられます。

③部門別実績集計ができるようになったことは成果です。

④サービス利用者名簿の整理や帳票類の改善に取り組み、実務の効率化が進みました。

⑤事務局、運転・生活支援ボランティアの体制強化に取り組みました。

事務局（経理担当）1名を非常勤採用しました。

運転ボランティア募集の説明会を行い1名ボランティアを獲得できましたが、その後職場の関係で実現できませんでした。移送申し込み窓口として2019年4月より1名が強化できました。

⑥理事会開催について、年3回を新体制より2ヶ月に一度とし7回開催することができました。

日常的に協議することができました。

⑦寄付金について、高齢者住宅入居者用「災害時緊急キット」を購入しました。（防災訓練時活用）

⑧寄付金は多くの方の協力を得て100名以上の方よりいただきました。

⑨継続した活動の為に、事務局謝金、ガソリン代補償の検討を行いました。（2019年4月施行）

⑩税理士の顧問契約を行い、経理上の点検や税金申告（手数料発生）等をお願いしました。

2、事業の内容

主な事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	対象者の範囲	費用額
①高齢者、障がい者等の通院送迎、入退院、日常生活の外出支援等有償移送事業	高齢者、障がい者等の移送	通年	川崎市を中心とした地域	9人	・移送支援を必要とする高齢者及び障がい者 1278人 (前年度比 110.6%)	1,489,911円
②家事援助等公的制度対象外の在宅有償生活支援事業	高齢者、障がい者等の生活支援	通年	川崎市を中心とした地域	9人	・介護保険外高齢者及び障がい者 76.5時間 (前年度比 135%)	76,500円
③高齢者、障がい者等の相談窓口の配置運営事業	電話、Eメール等の相談	通年	法人事務所	0人	川崎市を中心とした高齢者障がい者	—
④高齢者、障がい者等の移送、生活支援を目的とする他団体との情報交換及び研修事業	他団体が行う移送、生活支援に関する安全研修	通年	かながわ移動ネットサービス、神奈川ドライバーズネット主催の会	3人	川崎市内在住者でボランティア活動に関心のある方 人	—
⑤高齢者、障がい者等の住まいの相談及びサービス付き高齢者住宅の管理運営事業	入居者への基本サービス提供を含むサービス付き高齢者向け住宅管理全般、相談者に応じた入居情報の提供	通年	「レインボーの家川崎大師町」 「レインボーの家上平間」	9人	60歳以上の単身高齢者、障害者の居住者、および住まいを探している方 93人	7,886,268円
⑥施設への通所送迎、移送サービスの業務委託事業	施設への通所送迎、移送サービスの業務委託事業	通年	川崎市を中心とした地域	0人	施設通所送迎、移送が必要な高齢者、障害者	—